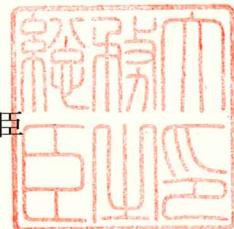




総統消第68号
令和元年7月5日

公益財団法人 マンション管理センター理事長 殿

総務大臣



2019年全国家計構造調査等への協力について（依頼）

総務省統計局では、本年10月から11月までの2か月間、全国の約90,000世帯を対象とした「2019年全国家計構造調査」（統計法（平成19年法律第53号）に基づく基幹統計調査）を実施します。

全国家計構造調査は、1959年（昭和34年）以来5年ごとに実施してきた「全国消費実態調査」を見直し実施するもので、家計における消費、所得、資産及び負債の実態を総合的に把握し、世帯の所得分布及び消費の水準、構造等を全国的及び地域別に明らかにすることを目的とする調査です。

前述のとおり、本統計調査は、統計法に規定される基幹統計を作成するための重要な統計調査であり、調査対象となる方には同法の規定に基づき報告の義務が課せられる一方、近年、個人情報保護意識の高まりやオートロックマンションの増加などに伴い、調査員が世帯と接触することが難しく、従来にも増して調査活動が難しい状況となっています。

調査の実施に当たっては、国民の皆様の御理解はもとより、関係各方面の御協力をいただくことが不可欠であり、全国家計構造調査の円滑な実施に向けた環境整備を図るべく、マンション等の管理組合や団体の皆様に対し、オートロックマンション等における調査員の調査活動への支援及びポスター掲示などについて、協力依頼を行うものです。

つきましては、本統計調査の実施に当たり、調査員が対象の建物内へ立ち入り、調査活動を行うことについて、別添により、管理組合の皆様へ御周知いただきたく、統計法第30条第1項の規定に基づき、協力依頼を行いますので、よろしくお取り計らい願います。

また、全国家計構造調査は、地方公共団体を通じて行うこととしており、地方公共団体が改めて調査への御協力をお願いする場合もありますので、このことも併せて御周知いただきますようお願いします。

なお、総務省では、このほかに毎月、世帯を対象とした基幹統計調査として、労働力調査、小売物価統計調査及び家計調査を、都道府県を通じて実施しています。これらの統計調査は、完全失業率、消費者物価指数及び個人消費の動向など、我が国の経済指標を得るためのものでありますので、これらの調査につきましても、対象の建物内への調査員の立ち入り等に際し、調査への協力が得られますよう併せて御配慮をお願いします。

2019年
実施期間 10月・11月

全国家計構造調査

マンション・アパート等の管理員、管理会社、管理組合の皆様へのお願い

- 総務省統計局では、2019年10月から11月までの2か月間、都道府県・市町村を通じ「2019年全国家計構造調査」を実施します。
- 都道府県知事が任命した「統計調査員」が、建物にお住まいの世帯にお伺いした際は、ご協力を願います。

ご協力いただく内容について

調査実施にあたり、統計調査員がオートロックマンションやワンルームマンションなど建物内へ立ち入り、調査活動を行うことがあります。調査が円滑に実施できるよう、ご配慮をお願いいたします。

《今後の調査員の作業期間・作業内容》

○作業期間

8月～12月中旬

○作業内容

- ・リーフレット「調査地域のみなさまへ」配布
- ・調査予定世帯への記入依頼
- ・調査票等の配布、回収
- ・礼状の配布

《2019年全国家計構造調査

イメージキャラクターのご紹介》

イメージキャラクターは、2018年平昌オリンピック日本代表として出場し、銅メダルを獲得した、「ロコ・ソラーレ」のカーリング女子選手です。

▽ 2019年全国家計構造調査ポスター



総務省統計局

調査詳細はホームページをご覧ください。

全国家計構造調査

検索



統計局HP : <https://www.stat.go.jp/>

<全国家計構造調査担当>
総務省統計局統計調査部
消費統計課企画指導第二係
電話：03-5273-1173

2019年全国家計構造調査の概要

[目的]

全国家計構造調査は、家計における消費、所得、資産及び負債の実態を総合的に把握し、世帯の所得分布及び消費の水準、構造等を全国的及び地域別に明らかにすることを目的としている。

[実施期間]

2019年10月及び11月の2か月間

[対象]

総務大臣の指定する地域（約1,000市町村）において、総務大臣の定める方法により選定された約90,000世帯

[調査方法]

都道府県知事が任命する調査員が、担当調査単位区内にある世帯を訪問してリーフレット及び調査票等を配布する（8月～11月）。

回答は、調査員による調査票の回収、郵送又はオンラインにより行う（10月～12月）。

[調査事項]

収入・支出に関する事項、年間収入・貯蓄現在高・借入金残高に関する事項、世帯・世帯員に関する事項、現住居及び現住居以外の住宅・宅地に関する事項、毎月の家賃支払額・住宅ローンの返済額

[公表]

調査結果は、統計局のホームページ等により、速やかに公表する。

経常的に実施している統計調査について

総務省が経常的に実施している「労働力調査」、「家計調査」及び「小売物価統計調査」の概要是以下のとおり。

労働力調査の概要

- [目 的] 国民の就業・不就業の実態、完全失業率などを明らかにするため、昭和21（1946）年から実施
- [実 施] 毎月
- [対 象] 約40,000世帯の世帯員約11万人（このうち就業状態などについては、15歳以上の約10万人を対象）（約1,400市区町村）
- [調査方法] 調査員による調査票の配布・取集
- [調査事項] 月末1週間における就業状態、従業上の地位、雇用形態、産業、職業、失業者の求職理由、求職活動方法等
- [公 表] 調査月の翌月末。閣議報告

家計調査の概要

- [目 的] 国民生活における家計収支の実態を明らかにするため、昭和21（1946）年から実施
- [実 施] 毎月
- [対 象] 約9,000世帯（約200市区町村）
- [調査方法] 調査員による調査票の配布・取集（オンライン回答可）
- [調査事項] 毎日の収入と支出、年間収入、貯蓄・負債の状況等
- [公 表] 調査月の翌々月上旬。閣議報告

小売物価統計調査（家賃調査）の概要

- [目 的] 国民生活の上で重要な商品・サービスの価格・料金の実態を明らかにするため、昭和25（1950）年から実施
- [実 施] 3か月に1度
- [対 象] 約28,000世帯（167市町村）
- [調査方法] 調査員による調査世帯からの聞き取り
- [調査事項] 月額家賃、延べ面積などの住居に関する事項
- [公 表] 原則として毎月19日を含む週の金曜日。消費者物価指数は閣議報告